



## (一社) 仙北市農村体験推進協議会 国内募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、**旅行業法第12条の4**で定める「**取引条件説明書**」及び**同法第12条の5**で定める「**契約書**」の一部です。お申し込みの際には必ずご確認のうえお申し込みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

(1) 本旅行は、(一社)仙北市農村体験推進協議会(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することとなります。

(2) 契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書ほか、出発前にお届けする「旅程表」とする確定書面(以下「旅程表」といいます)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の約款(以下「約款」といいます)により定められます。

(3) 当社は、お客様が定める旅行日程において運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができます。手配し、旅程を管理することをさせていただきます。

### 2. 旅行のお申し込みと予約

(1) 所定の旅行申込日(以下「申込日」といいます)に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を送付して申込みいただきます。申込金は、旅行代金及び取消料もしくは約定金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金の額	申込金(おしん)様
2万円未満	5,000円以上旅行代金まで
2万円以上5万円未満	10,000円以上旅行代金まで
5万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
10万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段により所定の予約を受け付けます。この場合、予約の申し込み契約は成立しております。お客様は、当社が予約を承諾した日翌日から起算して3日以内にお申込金と申込書を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に「申込金の支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものと取り扱います。」

(3) 当社、当該募集型企画旅行会社(以下「旅行会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、当社の規約に基づく旅行代金等に関する権利又は債務を所定の決済期日に提携旅行会社のカード会員規約にて決済すること、所定の広帯域の「会員の書き換えによる旅行代金取消料等の支払いを受け」とも、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申し込み」を契約の締結とみなすこととなります(以下、特約事項)。この場合、当社は、お客様の「運送契約」を締結する。運送契約によりお客様がご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期は次の④から⑥、お客様との契約の解除につき第7項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第7項(2)、特別の定めをいいます。

①運送契約のお申込みに際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行期間」を記入して「クレジットカードの会員」、「会員登録」、「クレジットカード有効期限」を当社にお知らせいただきます。

②運送契約の「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻金履行すべき日とし、

③申込書の理由によりお客様のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は運送契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日まで現在にお支払い可能なお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### 3. 契約の成立時期

(1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次に示す日となります。

①店舗及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。

②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が契約の承諾の旨を通知した日翌日から起算して3日目に当たる日であり当社がお客様から申込金を受理した時。

(2) 運送契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を受けた時に成立します。ただし、当該契約のお申込金を承諾する旨の通知を留守番電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール等の「電子通知」により交付通知を行う場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します(お客様がその内容を知得た状況になった時をいい、お客様が了解した時はありません)。

### 4. 申込みと条件

(1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人(親権者等)の同意書が必要となります。

(2) 中学生以下の未成年者がご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。

(3) ご参加に当たって特別な条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に適合しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

(4) 健康を害している方、車中酔いなどの器具もご利用にならない方お心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲犬、聴覚犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加するために特別な配慮が必要な内容を申し添えてください。(旅行契約成立後にこれらの内容になった場合もこちらにお申し出ください)。あらかじめ当社に案内申し込みし、かつその旅行中に特別な配慮が必要な措置を具体的に申し添えてください。

(5) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのため、お客様が状況及び必要とされる措置についてお問い合わせいただき書面でお申し込みしていただくことがあります。

(6) 前号に基づきお申し出に応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためにも、介助者又は同業者の同行、医師の診断書提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とする場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みを中止し、又は旅行契約を解除させていただきますこととなります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために譲じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

(8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱(離退)する場合には、その旨及び復帰の予定日時等について募集型企画旅行会社に連絡してください。無断で離脱された場合は、お客様は当該旅行期間中に発生した費用を全額負担し、かつ旅行代金の返戻を受けません。

(9) お客様が他のお客様の健康に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(10) お客様が暴行、脅迫、暴力団関係員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋その他の社会的勢力を有する者と思われる場合、

(11) お客様が当社に対する暴力的要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき、

(12) お客様の風俗を妨害する行為、他者を用いて若しくは威嚇を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の利益を侵害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき、

(13) その他他社の事業活動への妨害があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

### 5. 契約責任者に関する事項

(1) 当社は、団体、グループを構成するお客様の代表者として「契約責任者」といいます。かつ旅行のお申込があった場合、契約の締結と解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行契約に関する取引を契約責任者に行われさせていただきます。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成を成する各旅行会社に提出しなければならない。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に、又は将来負うことが予測される債務は構成責任を負うものと見做すことといたします。

(4) 当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者契約責任者みなします。

### 6. 「旅程表」(確定書面)の交付

本旅行は、旅行日程、主要な観光地・宿泊機関等に関する確定した旅行日程を契約書面において記載できない場合は、確定表を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算して5日以内に当たる日以後にお申込みできない場合には、旅行開始日より前日までに交付します。また、交付開始日前であってもお問い合わせいただければ無償で取り付けてご交付します。

### 7. 旅行代金及び支払期限

(1) 旅行代金は、特に①②③のいずれの旅行日程を基準として年齢が12歳以上の方はおこな旅行代金、3歳以上12歳未満の方は旅行代金となります。

(2) 当社にお申し込みになったことでの区分が不明な場合は、満3歳以上の全ての方を当該旅行代金とします。

(3) 旅行代金は、第2-1項(1)の「申込金」、第14項(1)の「運料料」、第15項の「取消料」及び第24項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。

(4) 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してかかのぼって21日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してかかのぼって21日以前にお申込みできなかった場合は、お申込時に全額をお支払いいただきます。

### 8. 旅行代金に含まれるもの

- ① パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。
  - ①運送機関の運賃、料金(注釈のない限り航空運賃はエコノミークラス、鉄道は普通運)
  - ②宿泊、食料の料金及びサービス料金、税
  - ③お客様が旅行に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
  - ④乗車券が何列車に含まれるコースの乗車料金等
  - ⑤その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- ⑥ 本項(1)の代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくてはいけません。

### 9. 旅行代金に含まれないものの

- ① 運送機関の空位(空室)による必要追加金
- ② 超過手荷物料金(規定の重量、寸法、個数を超える分について)
- ③ 旅行日中に含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的費用の適用及びそれに伴うサービス料金、税
- ④ お客様がご参加する旅行に含まれない旨を明示した観光に伴う入場料金等
- ⑤ 希望のものが参加されるオプションツアー等の料金

### 10. 契約内容の変更

(1) 本旅行は、契約締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の発表、お客様の運計計画による運送サービスの提供その他のお客様の意向し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためを旨とし、当社は、旅行日程、旅行サービス内容その他の契約の内容を変更することがあります。

(2) の場合、当社は、お客様に対しあらかじめ当該変更が望み得ないものである理由及び当該変更の理由関係を説明します。ただし、緊急の場合において、心を奪わないことにより、変更後に説明を行います。

### 11. 旅行代金の額の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度より大幅に増え込で打ちけたときは、その改訂額が旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を構成要素とする場合は、旅行開始日の前日から起算してかかのぼって15日以内に当社は、お客様に通知します。

(2) 前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加または減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っていただくにもかかわらず、運賃・宿泊機関等の運賃・部屋その他のお客様の請求額に発生したことを(以下「オーバーブックレング」過剰予約)をいいます。この場合は、お客様が同意を拒否し、当社はその変更に伴う費用の差額を返金した旨を旅行代金を変更することがあります。

(3) 前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を支けなければならない旅行サービスに対して、取消料、連絡料その他の既に支払い、又はこれらを支けなければならない費用はお客様の負担となります。

(4) 運送・宿泊機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により大幅に増え込で打ちけたときは、その改訂額が旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を構成要素とする場合は、旅行開始日の前日から起算してかかのぼって15日以内に当社は、お客様に通知します。

### 12. お客様の交替

(1) お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

(2) の場合、所持の金額の手続きをお支払いいただきます。また、契約の元の運賃は、当社の承諾があつたとき限り生じるものとし、運送・宿泊機関等の旅行サービス、空位状況、適用規則、その他やも奪れない事由により予約の氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りさせていただきます。

### 13. お客様からの契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様は、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出を受け、お申込みされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後にはファクシミリ、電子メールまたは翌営業日の受付となります)。運送契約を解除する場合、当社は、提携会社のクレジットカードにより所定の口座への会員の匿名化して取消料の支払を行います。

(2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者が旅行を実施する他の者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるときは、お客様は、取消料を解除することができます。

(3) 当社および契約内容の変更となく、ただし、その変更が第24項の表の左欄に掲げられた事由が生じた場合と見做すことといたします。

①天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の発表その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不能となり、又は不能なるおそれがある場合と見做すことといたします。

②お客様がお客様として、第6項の期日までに、「旅程表」を交付しなかったとき、

③当社にお申し込みになったことでの区分が不明な場合は、満3歳以上の全ての方を当該旅行代金と見做すことといたします。

### 14. 当社からの契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様が第7項(1)の④期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「連絡料」をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。

①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき、

②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他に事由により、当該旅行に耐えられないと認めるとき、

③お客様がお客様の健康と迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われたとき、

④お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超えた負担を求めたとき、

⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の安全かつ円滑な実施が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実行し得ない状態が生じた場合において、又は不可能なるおそれがある場合と見做すことといたします。

(3) 当社は、本項(2)①から⑤のいずれかに該当することが判明したとき、

①お客様が第4項(1)の①から⑤のいずれかに該当することが判明したとき、

②お客様が第4項(1)②から⑤のいずれかに該当したときは、既に受取った旅行代金(又申込金)の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めます。

### 15. 取消料(お客様からの契約の解除)

(1) お客様は、旅行代金と併せてお支払いいただいた旅行代金に対してお客様お1人旅行につき次に定める取消料をお支払いいただきます。

取消日【契約解除の期日】	取消料(お1人様)
旅行開始日【1】10日～8日前まで 前日から起算し 前かかのぼって	旅行代金の20%以内 旅行代金の30%以内
【3】旅行開始日【5】	旅行代金の40%以内
【4】旅行開始日【5】を除く	旅行代金の50%以内
【5】旅行開始日又は運送開始(参加)を除く	旅行代金の100%

(注1)【日帰る旅行】に限り、【1】の取消料は【10日～8日前まで】の期日とし、【2】【旅行開始後】とは、当該旅行開始前特別特別係員規程第3項に規定する「サービス提供の一時的中を意味した時」以降の日時をいいます。「無連絡で参加」とは、お客様が「旅程表」にしたがって前記の旅行サービスを受けるときでござる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

### 16. お客様からの契約の解除(旅行開始後)

(1) お客様は、旅行代金を全額お支払いいただいた後、契約解除または離脱(離退)された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

(2) お客様は、お客様の責に帰すべき事由により、その契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたときは、第13項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、変更できない部分の取消料を返金することができます。

(3) 前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなかった部分に相当する金額から、当該旅行サービスに対して取消料、連絡料その他の既に支払い、又はこれらを支けなければならない費用(当該の費用は当該旅行サービスに生じることでもありません)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

### 17. 当社からの契約の解除(旅行開始後)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他に事由により、旅行の継続に耐えられないと認めるとき、

②お客様がお客様の健康と迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われたとき、

③お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超えた負担を求めたとき、

④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の安全かつ円滑な実施が生じた場合において、又は不可能なるおそれがある場合と見做すことといたします。

(2) 当社は、本項(1)①から⑤のいずれかに該当したときは、お客様と当社との間の契約関係を、得られなかったこととみなします。この場合において、お客様が提示を受けた旅行サービスに関する当社の権利の履行は行われませんでした。

(3) 当社にお申し込みになったことでの区分が不明な場合は、満3歳以上の全ての方を当該旅行代金と見做すことといたします。ただし、その変更が第24項の表の左欄に掲げられた事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不能となり、又は不能なるおそれがある場合と見做すことといたします。

①お客様がお客様として、第6項の期日までに、「旅程表」を交付しなかったとき、

②当社にお申し込みになったことでの区分が不明な場合は、満3歳以上の全ての方を当該旅行代金と見做すことといたします。

(4) 当社は、本項(1)①及び③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じ、出発地に戻るための必要な配をいたします。この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

## 18. 旅行代金の払戻し

(1) 当社が、第1項の規定による旅行代金の減額または第1項から第7項までの規定による契約の解除によってお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) 運送契約を締結しお客様に前号の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

## 19. 旅程利用

(1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができずにおそれがあると思われる場合は、お客様に従った旅行サービスの提供を実施し受けるために必要な措置を講ずること。

②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。

(2) 当社によってあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程提供を行わない旨を明示しているときは、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事象が生じた場合には代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

(3) 本項(1)については、。 「添乗員同行」、「現地添乗員同行」(以下、「添乗員等」といいます)と記載されたコースについては、次項の「20. 添乗員等」の(1)～(2)によります。

## 20. 添乗員等

(1) 「添乗員同行」と記載されたコースには、全行程に添乗員が同行し、前項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社の認める必要な業務の全部又は一部を行います。なお、添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(2) 「現地添乗員同行」と記載されたコースには、原則として旅行目的地(現地到着から現地発まで)までで明示した区間)に限り、現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は前号において添乗員の業務とします。

(3) 「現地係員が案内する」旨が記載されたコースには、添乗員は同行しませんが、現地係員が当社の認め必要な業務を行います。

## 21. 保護措置

(1) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。

(2) 前号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

## 22. 当社の損害賠償責任

(1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代弁させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から1年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の運送し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

## 23. 特別賠償責任

(1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社が「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被った損害として、お客様1名につき死亡補償金として、500万円、入院給付金として入院日数により2万円から20万円、遊覧乗船金として遊覧日数により1万円以上となったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金(お客様1名につき15万円を限度。ただし、一箇又は一対に於ける補償限度は10万円)を支払います。

(2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品(現金、有価証券、宝石類、貴金属類等)、航空券、一泊二晩、バスツアー、旅行カード、免許証、現金・貴重品(通関費(通関費)の支払いに使用したカードを含む)、重要書類、各種証明書を含むカード(SDカード、DVB、USB等)、コンテンツグッズ、楽器、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項(規定)の各品目については補償しません。

(3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同時期にある第三者による、旅行同行者は含まれません。

(4) 本項(1)の損害について当社が第22項(1)の規定に基づき責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度額において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(5) 当社は、次のいずれか理由により損害を被った場合は補償金及び慰問金は支払いません。

- ①お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反する行為及び受領の事故。
- ②旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山(登山用具を使用するもの)、スキーやボート、ジェットスキー等の乗用その他の「特別補償規程、別表第1」に定められている、「危険スポーツ」参加の事故。
- ③その他「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当するとき。
- (6) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して当社が実施する募集型企画旅行(オプションツアー)については、本体の旅行契約の一部として取り扱います。この場合、契約書において当該オプションツアーには「旅行企画・実施 一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会」と明示します。
- (7) 契約書において、当社の手配による旅行サービスの提供が行われない旨が明示された日(無手配日)については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合を除き、募集型企画旅行参加中とはしません。

## 24. 旅程変更規定

(1) 当社が、本項の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得ず不同等価値以上の物品又はサービスの提供とすることがあります。

(2) 前号の規定にかかわらず、次の①から④で規定する変更の場合は、変更補償金を支払わず(「事前オプション告知」が原因の場合を除きます)。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の進行計画によるい運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置としての変更。

②第13項から第17項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

(3) 当社が本項の規定に基づき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に5%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(4) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより良い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があつた変更の変更	2.5	5.0

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した番号をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した番号をいいます。

- (注2) 「旅程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えなくては、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「旅程表」の記載内容とが異なる場合は、前者の記載内容と運用し、旅行契約の内容との間に差異が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、泊につき1件として取り扱います。
- (注4) ⑤に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更の場合に限り適用しませんが、適用しませんでした。
- (注5) ⑥又は⑦に掲げる変更が引継乗車等又は泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車等又は泊につき1件として取り扱います。
- (注6) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。
- (注7) 旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

## 25. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者等への旨を申し出なければならない。

## 26. 事故発生時の申し出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください(連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください)。

## 27. 個人情報取扱

(1) 当社及び委託事業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。ほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手續き上必要な範囲において当該機関等に提供いたします。

(2) 旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報も、電子的方法で土産物店等の事業者へ提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報提供についてお客様の個人に同意いただきます。

(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報や商品案内と販売促進活動、お客様のご連絡や対応のために、当社会員誌と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報取扱に関する方針等の詳細、同意を承諾している、当社(TEL:0187-43-2277)に要問い合わせいただくか、当社ホームページ(https://senohoku.co.jp)にてご確認ください。

## 28. 旅行条件・旅行代金の払戻期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2022年11月1日現在です。

旅行企画・実施	秋田県知事登録 地域限定旅行業 第149号
<b>(一社) 仙北市農山村体験推進協議会</b>	
〒014-0368 秋田県仙北市角館町中沢沢81-8	
電話番号 0187-43-2277	
(一社) 全国旅行業協会正会員	
(募集型企画旅行実施可能区域) 2021年11月1日現在 秋田県・仙北市・大庄市・秋田市・北秋田市・鹿角市 岩手県・八幡平市・紫石町・西宮町	

お問合せ・お申込み

**一般社団法人 仙北市農山村体験推進協議会**

秋田県仙北市角館町中沢沢81-8  
TEL:0187-43-2277 FAX:0187-55-1515  
営業時間:平日9:00~17:00  
国内旅行業務取扱管理者:佐藤裕之

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当営業所での取引責任者)にご質問ください。